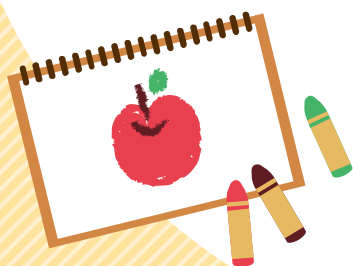




令和7年度

# 区立幼稚園 子育てサポート保育 のご案内



港区では、区立幼稚園の魅力を高め、多様な幼児教育のニーズに応えるため、  
全園で通常の保育時間以降も在園児をお預かりする  
「子育てサポート保育」を実施しています。

問合せ先

港区 教育委員会事務局 学校教育部 学務課学事係

電話

03-3578-2779

区ホームページ



## 子育てサポート保育実施園

区立幼稚園全12園で、子育てサポート保育を実施しています



## 利用日時

月曜日から金曜日の通常保育終了時から午後5時まで

- ※ 春季休業中、幼稚園の休園日、研修日等を除きます  
(夏、冬季休業中は一部の園で一時預かり保育を実施します)
- ※ 上記以外にも園の運営状況により子育てサポート保育を休止する場合があります。
- ※ 令和7年度から、にじのはし幼稚園で試行的に預かり時間を午後5時30分まで延長します。

## 対象幼児

実施園に在籍していて、保護者から希望のあった園児

利用方法は、保育の必要性のあるお子さまが利用できる**年間利用**と理由を問わず利用できる**一時利用**があります。

※ 新入園児の利用開始は、原則、慣らし保育の終了後からになります。早期の利用開始を希望する場合は、個別に幼稚園とご相談ください

## 利用定員

20名(1日単位)

1. 年間利用 15名
  2. 一時利用 5名  
(年間利用者の利用人数により変動します。)
- ※ 白金台・麻布・中之町幼稚園は定員30名(年間利用25名・一時利用5名)、港南幼稚園は定員40名(年間利用30名・一時利用10名)となります。

## 利用申込み方法

各幼稚園で申込み方法が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

※ 申込日・時間については、各園にお問い合わせください。 ※ 利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

## 年間利用について

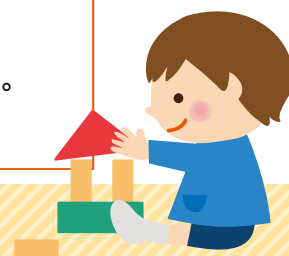
年間利用は、次のページの申請理由に該当する方が利用できます。承認後、申請理由及び承認期間に該当しなくなった場合は、年度途中でも利用が終了となります。必要な場合は、再度申請をしてください。 ※ 申請は年度単位になります。

## 年間利用の申込み書類

1. 子育てサポート保育利用申請書<区指定様式>
2. 子育てサポート保育年間利用申請補助資料<区指定様式>
3. 状況を証明する書類(次のページを参照してください。)



- ✓ 区指定様式は園に備え付けてあります。区HPからダウンロードもできます。
- ✓ 申込書類は、利用希望月から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ✓ 不足書類がある場合、承認できないことがありますのでご注意ください。
- ✓ 申請理由に該当するか判断がつかない場合は、学務課までお問い合わせください。
- ✓ 承認後、申請内容に変更が生じた場合は学務課までご連絡ください。



## 申請理由 父母等の状況

## 状況を証明する書類

※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。

|                                                                      |                     |                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>就労</b><br>月48時間以上の就労を常態としている場合                                    | 外勤                  | 勤務(内定)証明書<区指定様式>                                                                            |
|                                                                      | 自営業／会社代表／経営者等<br>内職 | ① 就労状況申告書<区指定様式><br>② 週間スケジュール<区指定様式><br>③ 仕事の実態が分かるもの<br>例:登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等 |
| <b>出産</b> 妊娠中または出産後間もない場合<br>承認期間 出産予定月の2か月前から、<br>出産日から57日目の属する月末まで |                     | 母子手帳の出産(予定)日のわかるページのコピー                                                                     |
| <b>疾病・負傷</b><br>承認期間 必要がなくなるまで                                       |                     | 診断書のコピー                                                                                     |
| <b>障害</b> 心身に障害がある場合<br>承認期間 必要がなくなるまで                               |                     | 障害者手帳のコピー                                                                                   |
| <b>介護・看護</b><br>疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合<br>承認期間 必要がなくなるまで  |                     | ① 被介護者・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー<br>② 週間スケジュール<区指定様式><br>③ 介護、看護の実態が分かるもの                   |
| <b>求職</b> 求職活動をしている場合 承認期間 3か月間                                      |                     | 求職カード(ハローワーク発行)のコピー                                                                         |
| <b>就学</b><br>週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合<br>承認期間 学校の卒業(修了)まで         |                     | ① 就学証明書<区指定様式><br>② 時間割、カリキュラム等                                                             |

## 年間利用の申込書類締切日、提出先



締切日: 令和7年**3月7日(金)**



提出先: 各在籍幼稚園

※ 年度途中でも随時受付をします

## 年間利用の承認

上記の締切日までに申請いただいた方に、3月下旬以降、学務課から郵送にて通知します。なお、年間利用承認後に、事情なく、月の利用日数が各園の実施日数の2/3以下の状態が3か月以上続いた場合(8月は除く)は、年間利用を取り消します。

新入園のみなさま

利用開始は、原則、慣らし保育終了後からになります。  
年度当初からの年間利用の申込みは可能ですが、  
利用実績の有無にかかわらず月額料金が発生します。



# 子育てサポート保育料

## 1 年間利用

階層区分ごとに月額で保育料がかかります。利用申込み後、学務課より送付される令和7年度保育料決定通知書をご確認ください。原則、毎月月末に口座振替にてお支払いとなります。

※ 8月はサポート保育がありませんが、年額保育料を月割で徴収するため、8月分も料金が発生します

令和7年度階層区分表(予定)

単位:円

| 各月初日における在籍幼児の属する世帯の階層区分 |                                                    | 子育てサポート保育料             |              |              |
|-------------------------|----------------------------------------------------|------------------------|--------------|--------------|
|                         |                                                    | 年間利用(月額)               |              | 一時利用<br>(日額) |
| 階層区分                    | 定義                                                 | 第1子の幼児                 | 第2子以降の<br>幼児 |              |
| A                       | 生活保護世帯                                             | 0                      | 0            | 0            |
| B                       | 区市町村民税非課税世帯及び<br>区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯<br>(所得割非課税世帯) | 0                      | 0            | 0            |
| C                       | 1 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>5,000円以下である世帯                | 年額24,760<br>3月分のみ1,660 | 2,100<br>0   | 800          |
|                         | 2 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>5,000円を超え10,000円以下である世帯      | 年額37,150<br>3月分のみ3,050 | 3,100<br>0   | 800          |
|                         | 3 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>10,000円を超え77,100円以下である世帯     | 年額74,300<br>3月分のみ6,100 | 6,200<br>0   | 800          |
|                         | 4 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>77,100円を超え211,200円以下である世帯    | 年額85,400<br>3月分のみ7,300 | 7,100<br>0   | 800          |
|                         | 5 区市町村民税のうち所得割課税額が<br>211,200円を超える世帯               | 年額96,500<br>3月分のみ8,500 | 8,000<br>0   | 800          |

※ 兄や姉の年齢にかかわらず、第2子以降の子育てサポート保育年間利用の保育料は無料となります

※ ひとり親世帯等の場合(区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯が対象)は、サポート保育料負担軽減がありますので、学務課までお問い合わせください

## 2 一時利用

日額800円で、利用券を事前に購入していただきます。購入方法は以下の2通りです。

※ 各幼稚園で販売日等が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください

金融機関  
への振り込み

幼稚園で納付書を受け取り、  
金融機関で料金を支払います。  
その後、支払いの領収書をもって幼稚園で利用  
券と交換します。利用券は4回分セット(3,200  
円)での販売となります。

キャッシュレス  
決済

幼稚園でキャッシュレス決済(Pay  
Pay)を利用して、1枚800円ず  
つ購入いただけます。

### 長期休業期間の 一時預かり事業について

区内6園(各地区1園とにじのはし幼稚園)  
で、長期休業期間(夏季及び冬季)における  
一時預かり事業を実施しています(令和7年  
度、にじのはし幼稚園で試行的に春季休業  
中の一時預かり事業も実施予定)。

詳細が決まり次第、区ホームページに掲載  
します。

### 子育てサポート保育の利用に対する 給付金について

共働き世帯の子ども等、保育の必要性があ  
ると認定を受けた方が子どもが区立幼稚園  
の子育てサポート保育を利用する場合、  
1日当たり450円(月額11,300円まで)の  
給付金が支給されます。

詳細は、幼稚園から配布される幼児教育・  
保育の無償化のご案内をご確認ください。